

公共政策系専門職大学院認証評価ハンドブックの主な改編点

1. 改編方針

- ・評価方法・プロセスは、原則として従来の方法を踏襲することとし、評価基準の改定と合わせて効率化を図る。
- ・評価資料は、申請専門職大学院・評価者双方の負担軽減を図るため、電子データ化等を取り入れていく。

2. 主な改編箇所

(1) 新設した箇所

①本文

➡13～18頁：第2章「公共政策系専門職大学院基準」

※これまでのハンドブックでは、基準を資料編に掲載するのみであったが、今回は「公共政策系専門職大学院基準」「公共政策系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」を含め、基準の見方及び基準を用いた評価について説明する章を新設。

(2) 基準改定に合わせて記述を変更した箇所

①「公共政策系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」についての記述を追加した箇所

➡21頁：第3章「1（4）基礎要件データの作成」

37頁：第4章「2（1）②基礎要件データ」

②所見、評価結果（分科会案）等で評価者が付す評定の目安の見直し

➡41頁：第4章「2（2）④各欄への記入方法 7）「評定」の記入」【評定の目安】

※評価基準において従来のようなF群・L群・A群といった区分がなくなったため、それに応じて付していた評定の目安も見直した。

③その他

- ・評価基準の大項目を変更したことに伴う修正

➡42頁：第4章「2（3）①評価結果（分科会原案）の作成方法」【執筆分担例】

- ・評価基準の大項目・項目・評価の視点の変更及び基礎要件の新設に伴う修正

➡資料3「教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について」

「2届出の対象範囲」及び「4（2）提出書類」

(3) 評価準備の効率化を図る目的で変更した箇所

① 評価資料の電子データ化

- ➡21～22 頁：第 3 章「1 (5) 提出資料一覧の作成及び添付資料の提出方法」
 - 24 頁：第 3 章「2 (2) 評価資料の草案の事前送付」
 - 24～25 頁：第 3 章「2 (4) 評価にかかわる資料の本提出」
 - 27 頁：第 3 章「2 (9) ④ 実地調査前の準備」【実地調査の 10 日前までに提出する資料】
 - 32 頁：第 3 章「3 (4) 重要な変更に関する届出」
 - 37～38 頁：第 4 章「2 (1) 評価資料」
 - 45 頁：第 4 章「3 (3) 事前準備」【実地調査 10 日前に送付される資料】
- ※点検・評価報告書、基礎要件データは紙媒体と電子データの両方を提出。添付資料は、原則として電子データでクラウド提出。ただし、申請専門職大学院が電子データ化できない冊子資料等があればそれも紙媒体提出を認める。

② 点検・評価報告書の文字数目安の変更

- ➡19 頁：第 3 章「1 (3) 点検・評価報告書の作成」
- ※これまでは 80,000 字程度で点検・評価報告書を執筆するよう依頼していたが、基礎要件データで法令要件を表形式にしたことから目安字数を「40,000 字程度」に変更した。

(4) 実地調査に関する記述の変更 (※実地調査方法や日数に変更はない)

① 対象キャンパスについて (サテライト等の扱い)

- ➡26 頁：第 3 章「2 (9) 実地調査への対応 ② 実地調査の日程調整と実地調査対象キャンパス」
 - 44～45 頁：第 4 章「3 (3) 事前準備 ① 実地調査実施日の日程調整」
- ※従来のハンドブックでは、「サテライト・附属施設を訪問する場合もある」旨の記述だったが、サテライト等を訪問する場合の条件を追記 (前回の評価以降に新設された場合、前回の評価で指摘されている場合)。

以 上